

公 示

次のとおり、公募します。

令和元年8月26日

支出負担行為担当官

岐阜労働局総務部長 丸山 尚志

1 公募内容

- (1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項の健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断事業で2（1）から（12）に掲げるいずれかの業務に係る健康診断（複数の事業に公募することは可。）
- (2) 事業の趣旨
がんその他の重度の健康障害を生じるおそれのある業務に従事したことのある業務に従事したことのある離職者の健康管理を図ることを目的とする。

2 事業内容

以下の業務に従事していたものに対する健康診断

- (1) ベンジジン等業務関係
- (2) 粉じん業務関係
- (3) クロム酸等業務関係
- (4) 三酸化砒素業務関係
- (5) コールタール業務関係
- (6) ビス（クロロメチル）エーテル業務関係
- (7) ベリリウム業務関係
- (8) ベンゾトリクロリド業務関係
- (9) 塩化ビニル業務関係
- (10) 石綿業務関係
- (11) 1，2－ジクロロプロパン業務
- (12) オルトートルイジン業務

3 委託事業の実施機関

契約締結日から令和2年3月31日まで

4 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条に規定する特別な理由がある場合に該当すること。

- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 支出負担行為担当官が指定する暴力団等に該当しない者であること

5 特殊な技術等の条件

岐阜県内に所在する医療機関で、下記の選定基準等を満たしていること

- (1) 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。特に、石綿業務に係る健康管理手帳所持者又は船員健康管理手帳所持者の健康診断に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。

なお、石綿業務に係る健康管理手帳所持者の健康診断の実施に当たる医師は石綿関連疾患の診断に関する研修を修了していることが望ましいこと

- (2) 臨床検査技師等当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。
- (3) 委託する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること（ただし、設備（遠心機、顕微鏡、標本染色用器具、細菌培養装置、原子吸光光度計、血球数計算盤及び自動血球計数機に限る。）については、他の一の衛生検査所等との業務委託契約によりこれを使用できる場合であって、当該業務委託契約において個人情報の適切な取扱いに係る内容が含まれていることが確認できた場合には、必要な設備が装備されているものとみなします。）。

ア ベンジジン等業務関係

- (ア)遠心機及び顕微鏡
- (イ)標本染色用器具
- (ウ)膀胱鏡
- (エ)エックス線直接撮影装置

イ 粉じん業務関係

- (ア)エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- (イ)スパイロメーター及びフローボリューム曲線記録装置
- (ウ)動脈血ガス分析装置
- (エ)顕微鏡及び細菌培養装置
- (オ)標本染色用器具

ウ クロム酸等業務関係

- (ア)エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- (イ)標本染色用器具
- (ウ)気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

エ 砒素業務関係

- (ア)エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
- (イ)標本染色用器具

(ウ)気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(エ)原子吸光分光光度計

オ コールタール業務関係

(ア)エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置

(イ)標本染色用器具

(ウ)気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

カ ビス(クロロメチル)エーテル業務関係

(ア)エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置

(イ)標本染色用器具

(ウ)気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

キ ベリリウム業務関係

(ア)遠心機

(イ)ダグラス・バッグ、ガスメーター、呼吸計(スパイロメーター等)、オキシメーター及び階段昇降試験用ステップ台

(ウ)エックス線直接撮影装置

(エ)心電計

(オ)原子吸光分光光度計

(カ)パッチテスト用具一式

ク ベンゾトリクロリド業務関係

(ア)遠心機及び顕微鏡

(イ)標本染色用器具

(ウ)エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置

(エ)気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(オ)血球数計算盤又は自動血球計数器

ケ 塩化ビニル業務関係

(ア)顕微鏡

(イ)標本染色用器具

(ウ)エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置

(エ)気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

(オ)光電分光光度計

(カ)シンチグラフィ撮影装置一式

(キ)血管造影器具

コ 石綿業務関係

(ア)エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置

(イ)標本染色用器具

(ウ)気管支ファイバースコープ又は気管支鏡

サ 1、2-ジクロロプロパン業務関係

(ア)超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

シ オルトートルイジン業務関係

(ア)遠心機及び顕微鏡

(イ)標本染色用器具

(ウ)膀胱鏡

(エ)エックス線直接撮影装置

(オ)超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置

(4) 公益社団法人全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

また、必要に応じて、上記条件の確認のため、当該医療機関を訪問することがあること。

なお、別途、岐阜労働局長の定める契約条件に合意できることが、契約に際し必要となること。

6 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で参加を希望する者は、以下により意思表示を行うこと。

(1) 期 限 令和元年9月13日(金)午後5時まで

(2) 応募先 岐阜労働局総務部総務課会計1係 担当 小林、松原

(3) 意思表示方法 上記応募先へ「健康管理手帳所持者に対する健康診断事業に係る公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」(別紙)を提出し、選定基準等の確認を受けること。文書は持参することとし、郵送する場合は書留とすること。

なお、電子ファイル、ファクシミリによる提出は受け付けない。

(4) 応募書類 応募先(電話:058-245-8101)にて交付する。

7 契約

(1) 委託契約の締結

委託契約は、岐阜労働局と選定された者の代表との間で別に提示する委託契約書に基づき締結することとなる。

ただし、契約条件が合意しない場合には、委託契約の締結ができないものである。

(2) 委託費の支払

委託医療機関が当該健康診断を実施した日の属する月の翌月の15日までに指定の様式で健康診断に要した費用請求を行い、岐阜労働局が審査確定した費用を支払う精算払となる。

健康診断費の単価等については「健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱」によるものとする。

8 再委託の制限

(1) 委託契約の全部を再委託することはできない。

(2) 委託契約の一部を再委託(委託契約の目的となる行為を第三者に委託、請け負わせることで、物品費等の支出は含まない。)する場合には、岐阜労働局の承認を受けるものとする。

9 その他

- (1) 委託手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
免除
- (3) 本事業の公募のために提出された書類の取扱い
 - ア 提出された書類は返却しない。
 - イ 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しない。
 - ウ 作成及び提出に係る費用はすべて応募者の負担とする。

【本件担当、連絡先】

住 所：〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎3階
担 当：要求部局 岐阜労働局総務部総務課会計1係 担当 小林、松原

電 話：058-245-8101 ファクシミリ：058-248-2339

健康診断事業にかかるお問い合わせについては
岐阜労働局労働基準部健康安全課 担当 橋本

電 話：058-245-8103